

議 事 日 程

平成 3 0 年 第 1 1 回 定 例 会
1 1 月 2 0 日 (火) 午後 3 時 0 0 分
中央公民館 2 階 第 3 会 議 室

開会

第 1 会議録署名委員の指名

第 2 会期の決定

第 3 前回会議録の承認 (第 1 0 回定例会)

第 4 教育長の報告

第 5 議案第 2 4 号 五所川原市体育施設設置条例の一部を改正する条例について

第 6 議案第 2 5 号 公の施設の指定管理者の指定について

第 7 議案第 2 6 号 伊藤忠吉記念図書館の移転設置について

閉会

※ 次回定例会開催予定日

平成 3 0 年 1 2 月 1 4 日 (金) 午後 3 時 3 0 分
五所川原市中央公民館 2 階 第 3 会 議 室

平成 3 0 年

五所川原市教育委員会

第 1 1 回 定 例 会

五所川原市教育委員会

目

次

付議案件

- | | | | | |
|---|-----------|---------------------------------|---------|-------|
| 1 | 議案第 2 4 号 | 五所川原市体育施設設置条例の一部を改正する条例
について | ・ ・ ・ ・ | P 1 |
| 2 | 議案第 2 5 号 | 公の施設の指定管理者の指定について | ・ ・ ・ ・ | P 1 5 |

議案第 24 号

五所川原市体育施設設置条例の一部を改正する条例について

五所川原市体育施設設置条例の一部を改正する条例案が平成 30 年五所川原市議会第 5 回定例会に五所川原市長名において提案されるため、これに同意する。

平成 30 年 11 月 20 日提出

五所川原市教育委員会教育長 長 尾 孝 紀

提案理由

市営ゲートボール場の廃止、及び施設の名称の変更により五所川原市体育施設設置条例を改正するため、同意するものである。

五所川原市体育施設設置条例の一部を改正する条例（案）

五所川原市体育施設設置条例（平成１７年五所川原市条例第２０９号）の一部を次のように改正する。

別表第１五所川原市都市公園設置条例（平成１７年五所川原市条例第１７８号）に規定する五所川原市都市公園（以下「都市公園」という。）内に公園施設として設置される体育施設の表中

「

五所川原市営ゲートボール場	五所川原市岩木川河川敷
球技場	五所川原市岩木川河川敷

」

を

「

五所川原市北斗グラウンド	五所川原市岩木川河川敷
--------------	-------------

」

に改める。

別表第１都市公園以外に設置される体育施設の表中

「

五所川原市Ｂ＆Ｇ海洋センター金木（プール）
五所川原市Ｂ＆Ｇ海洋センター市浦（体育館）
五所川原市Ｂ＆Ｇ海洋センター市浦（艇庫）

」

を

「

五所川原市金木Ｂ＆Ｇ海洋センター（プール）
五所川原市市浦Ｂ＆Ｇ海洋センター（体育館）
五所川原市市浦Ｂ＆Ｇ海洋センター（艇庫）

」

に改める。

別表第２都市公園内に公園施設として設置される体育施設五所川原市営ゲートボール場の表及び球技場の表を次のように改める。

五所川原市北斗グラウンド

区分	使用料
野球場	無料
サッカー場	無料
多目的広場	無料

別表第２都市公園以外に設置される体育施設五所川原市Ｂ＆Ｇ海洋センター金木（プール）の表中「五所川原市Ｂ＆Ｇ海洋センター金木」を「五所川原市金木Ｂ＆Ｇ海洋センター」に改める。

別表第２都市公園以外に設置される体育施設五所川原市Ｂ＆Ｇ海洋センター市浦（体育館）の表及び五所川原市Ｂ＆Ｇ海洋センター市浦（艇庫）の表中「五所川原市Ｂ＆Ｇ海洋センター市浦」を「五所川原市市浦Ｂ＆Ｇ海洋センター」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、改正前の五所川原市体育施設設置条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例による改正後の五所川原市体育施設設置条例の相当規定によりなされたものとみなす。

提案理由

市営ゲートボール場を廃止し、及び施設の名称を変更するため提案するものである。

○五所川原市体育施設設置条例（平成17年五所川原市条例第209号）の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																																																		
別表第1（第2条関係） 五所川原市都市公園設置条例（平成17年五所川原市条例第178号）に規定する五所川原市都市公園（以下「都市公園」という。）内に公園施設として設置される体育施設 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>略</td><td></td></tr> <tr> <td>五所川原市宮庭球場</td><td>五所川原市字不魚住10番地 1</td></tr> <tr> <td><u>五所川原市北斗グラウンド</u></td><td>五所川原市岩木川河川敷</td></tr> </table> 都市公園以外に設置される体育施設 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td><u>五所川原市金木B & G 海洋センター</u>（プール）</td><td>五所川原市金木町芦野84番地999</td></tr> <tr> <td><u>五所川原市市浦B & G 海洋センター</u>（体育館）</td><td>五所川原市相内岩井81番地385</td></tr> <tr> <td><u>五所川原市市浦B & G 海洋センター</u>（艇庫）</td><td>五所川原市相内岩井81番地386</td></tr> <tr> <td>略</td><td></td></tr> </table> 別表第2（第8条、第9条関係） 都市公園内に公園施設として設置される体育施設 略 <u>五所川原市北斗グラウンド</u> <table> <tr> <th>区分</th><th>使用料</th></tr> <tr> <td>野球場</td><td>無料</td></tr> </table>	名称	位置	略		五所川原市宮庭球場	五所川原市字不魚住10番地 1	<u>五所川原市北斗グラウンド</u>	五所川原市岩木川河川敷	名称	位置	<u>五所川原市金木B & G 海洋センター</u> （プール）	五所川原市金木町芦野84番地999	<u>五所川原市市浦B & G 海洋センター</u> （体育館）	五所川原市相内岩井81番地385	<u>五所川原市市浦B & G 海洋センター</u> （艇庫）	五所川原市相内岩井81番地386	略		区分	使用料	野球場	無料	別表第1（第2条関係） 五所川原市都市公園設置条例（平成17年五所川原市条例第178号）に規定する五所川原市都市公園（以下「都市公園」という。）内に公園施設として設置される体育施設 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>略</td><td></td></tr> <tr> <td>五所川原市宮庭球場</td><td>五所川原市字不魚住10番地 1</td></tr> <tr> <td><u>五所川原市宮ゲートボール場</u></td><td><u>五所川原市岩木川河川敷</u></td></tr> <tr> <td><u>球技場</u></td><td>五所川原市岩木川河川敷</td></tr> </table> 都市公園以外に設置される体育施設 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td><u>五所川原市B & G 海洋センター</u>金木（プール）</td><td>五所川原市金木町芦野84番地999</td></tr> <tr> <td><u>五所川原市B & G 海洋センター</u>市浦（体育館）</td><td>五所川原市相内岩井81番地385</td></tr> <tr> <td><u>五所川原市B & G 海洋センター</u>市浦（艇庫）</td><td>五所川原市相内岩井81番地386</td></tr> <tr> <td>略</td><td></td></tr> </table> 別表第2（第8条、第9条関係） 都市公園内に公園施設として設置される体育施設 略 <u>五所川原市宮ゲートボール場</u> <table> <tr> <th><u>施設区分</u></th><th><u>使用料</u></th></tr> <tr> <td><u>ゲートボール場</u></td><td>無料</td></tr> </table> <u>球技場</u> <table> <tr> <th><u>施設区分</u></th><th><u>使用料</u></th></tr> <tr> <td>野球場</td><td>無料</td></tr> </table>	名称	位置	略		五所川原市宮庭球場	五所川原市字不魚住10番地 1	<u>五所川原市宮ゲートボール場</u>	<u>五所川原市岩木川河川敷</u>	<u>球技場</u>	五所川原市岩木川河川敷	名称	位置	<u>五所川原市B & G 海洋センター</u> 金木（プール）	五所川原市金木町芦野84番地999	<u>五所川原市B & G 海洋センター</u> 市浦（体育館）	五所川原市相内岩井81番地385	<u>五所川原市B & G 海洋センター</u> 市浦（艇庫）	五所川原市相内岩井81番地386	略		<u>施設区分</u>	<u>使用料</u>	<u>ゲートボール場</u>	無料	<u>施設区分</u>	<u>使用料</u>	野球場	無料
名称	位置																																																		
略																																																			
五所川原市宮庭球場	五所川原市字不魚住10番地 1																																																		
<u>五所川原市北斗グラウンド</u>	五所川原市岩木川河川敷																																																		
名称	位置																																																		
<u>五所川原市金木B & G 海洋センター</u> （プール）	五所川原市金木町芦野84番地999																																																		
<u>五所川原市市浦B & G 海洋センター</u> （体育館）	五所川原市相内岩井81番地385																																																		
<u>五所川原市市浦B & G 海洋センター</u> （艇庫）	五所川原市相内岩井81番地386																																																		
略																																																			
区分	使用料																																																		
野球場	無料																																																		
名称	位置																																																		
略																																																			
五所川原市宮庭球場	五所川原市字不魚住10番地 1																																																		
<u>五所川原市宮ゲートボール場</u>	<u>五所川原市岩木川河川敷</u>																																																		
<u>球技場</u>	五所川原市岩木川河川敷																																																		
名称	位置																																																		
<u>五所川原市B & G 海洋センター</u> 金木（プール）	五所川原市金木町芦野84番地999																																																		
<u>五所川原市B & G 海洋センター</u> 市浦（体育館）	五所川原市相内岩井81番地385																																																		
<u>五所川原市B & G 海洋センター</u> 市浦（艇庫）	五所川原市相内岩井81番地386																																																		
略																																																			
<u>施設区分</u>	<u>使用料</u>																																																		
<u>ゲートボール場</u>	無料																																																		
<u>施設区分</u>	<u>使用料</u>																																																		
野球場	無料																																																		

改正後			改正前		
	<u>サッカー場</u>	<u>無料</u>			
	<u>多目的広場</u>	<u>無料</u>			
都市公園以外に設置される体育施設			都市公園以外に設置される体育施設		
<u>五所川原市金木B＆G海洋センター</u> （プール）			<u>五所川原市B＆G海洋センター金木</u> （プール）		
略			略		
<u>五所川原市市浦B＆G海洋センター</u> （体育館）			<u>五所川原市B＆G海洋センター市浦</u> （体育館）		
略			略		
<u>五所川原市市浦B＆G海洋センター</u> （艇庫）			<u>五所川原市B＆G海洋センター市浦</u> （艇庫）		
略			略		
略			略		

○五所川原市体育施設設置条例

平成17年9月30日五所川原市条例第209号

改正

平成19年3月30日五所川原市条例第30号
 平成20年3月17日五所川原市条例第12号
 平成22年7月5日五所川原市条例第20号
 平成27年12月21日五所川原市条例第37号
 平成29年6月21日五所川原市条例第18号
 平成30年3月20日五所川原市条例第5号

五所川原市体育施設設置条例

（設置）

第1条 市民の体育、スポーツ、文化及びレクリエーション活動の振興を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第1項の規定に基づき、五所川原市体育施設を設置する。

（名称及び位置）

第2条 五所川原市体育施設（以下「体育施設」という。）の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

第3条 削除

（業務）

第4条 教育委員会は、体育施設の設置目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- （1） スポーツ活動の使用に供すること。
- （2） 競技会及びスポーツ教室等の行事を開催すること。
- （3） 文化活動及びレクリエーション活動の使用に供すること。
- （4） スポーツ活動、文化活動及びレクリエーション活動を促進するため、講習会及び研修会等の事業を行うこと。
- （5） 前各号に掲げるもののほか、体育施設の設置目的を達成するために必要な業務

2 教育委員会は、前項各号に掲げる業務を行うに支障のない限り、設置目的以外の目的のために体育施設を使用させることができる。

（使用の申請及び許可）

第5条 別表第1に掲げる体育施設を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会に使用の申請をし、許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の許可に当たり体育施設の管理上必要な条件を付すことができる。

（使用の制限）

第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、別表第1に掲げる体育施設の使用を許可しない。

- （1） 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- （2） 体育施設又はその附属設備を損傷するおそれがあると認めるとき。
- （3） 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が使用を不相当と認めるとき。

（使用許可の取消し等）

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、別表第1に掲げる体育施設の使用の許可を取り消し、又は使用を停止させ、若しくは使用条件を変更することができる。

- （1） 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- （2） 使用者が虚偽の申請により使用の許可を得たとき。
- （3） 使用許可の後に、前条各号のいずれかに該当すると教育委員会が認めたとき。
- （4） 公益上やむを得ない事由が発生したとき。

（使用料）

第8条 体育施設の使用料は、別表第2のとおりとする。ただし、市長が公益上又はその他の理由により必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

2 体育施設の使用時間は、1日当たり8時間として計算し、使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間として計算する。

- 3 第1項の使用料は、前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、後納することができる。
- 4 既に納付した使用料は還付しない。ただし、使用者の責めによらない事由により使用することができない場合には、使用料の全部又は一部を還付する。

(指定管理者による管理)

第9条 教育委員会は、必要があると認めるときは、別表第1に掲げる体育施設の全部又は一部の管理を五所川原市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例(平成17年五所川原市条例第65号)第4条に規定する手続により指定された指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

- 2 教育委員会は、指定管理者に体育施設の使用に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として収受させる。
- 3 体育施設の利用料金は、別表第2のとおりとする。この場合において、同表中「使用」とあるのは「利用」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。
- 4 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則並びに教育委員会の指示に従い、体育施設の管理運営を行わなければならない。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第10条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 体育施設の利用(指定管理者が施設を管理する場合の施設の使用をいう。以下同じ。)の許可(以下この項において「許可」という。)を行うこと。
- (2) 許可を拒み、又は許可を取り消し、利用を停止し、若しくは利用条件を変更すること。
- (3) 第4条第1項各号に規定する業務を行うこと。
- (4) 利用料金を収受すること。
- (5) 利用料金を還付すること。
- (6) 体育施設及び体育施設の備品等の維持管理に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、体育施設の管理運営に関すること(市長のみの権限に属する事務を除く。))。
- 2 指定管理者は、前項第2号の業務を行う場合には、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

(指定管理者が行う管理の基準)

第11条 この条例に定めるもののほか、指定管理者が行う体育施設の管理の基準は、教育委員会規則で定める。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、体育施設の管理運営に関し必要な事項は教育委員会規則で定める。

- 2 この条例に定めるもののほか、体育施設の管理を指定管理者に行わせる場合の当該管理に関し必要な事項は、教育委員会と指定管理者との協議により定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- (五所川原市民体育館設置条例等の廃止)

- 2 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 五所川原市民体育館設置条例(平成17年五所川原市条例第92号)
- (2) 五所川原市つがる克雪ドーム設置条例(平成17年五所川原市条例第93号)
- (3) 五所川原市陸上競技場設置条例(平成17年五所川原市条例第94号)
- (4) 五所川原市嘉瀬スキー場設置条例(平成17年五所川原市条例第95号)
- (5) 五所川原市B & G海洋センター設置条例(平成17年五所川原市条例第96号)
- (6) 五所川原市金木運動公園設置条例(平成17年五所川原市条例第97号)
- (7) 五所川原市金木トレーニングセンター設置条例(平成17年五所川原市条例第131号)
- (8) 五所川原市山村広場設置条例(平成17年五所川原市条例第135号)

(経過措置)

- 3 この条例の施行の日の前日までに、五所川原市民体育館設置条例、五所川原市つがる克雪ドーム

設置条例、五所川原市陸上競技場設置条例、五所川原市嘉瀬スキー場設置条例、五所川原市B & G 海洋センター設置条例、五所川原市金木運動公園設置条例、五所川原市金木トレーニングセンター設置条例及び五所川原市山村広場設置条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

- 4 この条例の施行の際現に存する当該施設の管理委託契約については、なお従前の例による。

附 則（平成19年 3 月30日五所川原市条例第30号）

この条例は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成20年 3 月17日五所川原市条例第12号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年 4 月 1 日から施行する。
（五所川原市勤労者総合スポーツ施設設置条例の廃止）
- 2 五所川原市勤労者総合スポーツ施設設置条例（平成17年五所川原市条例第171号）は、廃止する。
（経過措置）
- 3 この条例の施行の日の前日までに、廃止前の五所川原市勤労者総合スポーツ施設設置条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例による改正後の五所川原市体育施設設置条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 4 この条例の施行の際現に改正前の五所川原市体育施設設置条例第 5 条第 1 項の規定又は廃止前の五所川原市勤労者総合スポーツ施設設置条例第 4 条第 1 項の規定により使用許可を受けている者に関する当該許可に係る体育施設の使用料については、改正後の五所川原市体育施設設置条例第 8 条第 1 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成22年 7 月 5 日五所川原市条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年12月21日五所川原市条例第37号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年 1 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例の施行の際現に改正前の五所川原市体育施設設置条例（以下「改正前条例」という。）第 5 条第 1 項の規定による使用の許可を受けている者に関する当該許可に係る体育施設の使用料（改正前条例第 9 条第 1 項の規定による指定管理者が体育施設を管理する場合にあっては利用料金）については、改正後の五所川原市体育施設設置条例第 8 条第 1 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成29年 6 月21日五所川原市条例第18号）

この条例は、平成29年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成30年 3 月20日五所川原市条例第 5 号）

この条例は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係）

五所川原市都市公園設置条例（平成17年五所川原市条例第178号）に規定する五所川原市都市公園（以下「都市公園」という。）内に公園施設として設置される体育施設

名称	位置
五所川原市民体育館	五所川原市字栄町20番地 1
五所川原市営球場	五所川原市字不魚住10番地 1
五所川原市営庭球場	五所川原市字不魚住10番地 1
五所川原市営ゲートボール場	五所川原市岩木川河川敷
球技場	五所川原市岩木川河川敷

都市公園以外に設置される体育施設

名称	位置
五所川原市B & G 海洋センター金木（プール）	五所川原市金木町芦野84番地999

五所川原市B & G海洋センター市浦（体育館）	五所川原市相内岩井81番地385
五所川原市B & G海洋センター市浦（艇庫）	五所川原市相内岩井81番地386
五所川原市嘉瀬スキー場	五所川原市金木町嘉瀬上端山崎115番地 3
五所川原市金木運動公園	五所川原市金木町川倉七夕野84番地959
五所川原市山村広場	五所川原市相内岩井81番地87
五所川原市つがる克雪ドーム	五所川原市大字唐笠柳字藤巻495番地 2
五所川原市弓道場	五所川原市大字唐笠柳字藤巻507番地 1
五所川原市勤労者総合スポーツ施設	五所川原市大字唐笠柳字藤巻507番地 6
五所川原市金木相撲場	五所川原市金木町芦野234番地 1
五所川原市漆川体育館	五所川原市大字漆川字鍋懸151番地30

別表第2（第8条、第9条関係）

都市公園内に公園施設として設置される体育施設

五所川原市民体育館

（1） 競技場

区分				使用料	
貸 切 使 用	主 競 技 場	アマチュアスポ ーツに使用する 場合	児童、生徒	400円／時間	半面使用の場合半 額
			一般	600円／時間	
		アマチュアスポ ーツ以外に使用 する場合	営利を目的としない場合	3,000円／時間	
			営利を目的とする場合	10,000円／時間	
	補助競技場	営利を目的としない場合	300円／時間		
		営利を目的とする場合	600円／時間		
個 人 使 用	児童、生徒		1 人 2 時間につき	30円	
	一般		(器具使用料含む)	50円	

（2） 会議室

区分	使用料
アマチュアスポーツの場合（1室につき）	150円／時間
アマチュアスポーツ以外の場合（1室につき）	300円／時間

（3） 照明

区分		使用料
主競技場	全灯	2,500円／時間
	5分の3	1,500円／時間
	5分の1	500円／時間
補助競技場		200円／時間

（4） 暖房

区分	使用料
主競技場	7,000円／時間
補助競技場	200円／基・時間

（5） 備品

区分	使用料
バスケット板（1対）	50円／時間
バスケットゴール（スプリング式）（1対）	10,000円／時間

バスケットボール用電光得点表示板（一式）	300円／時間
テニス支柱（ネット・審判台）	50円／時間
バレーボール支柱（ネット・審判台）	50円／時間
バドミントン支柱（ネット）	50円／時間
卓球台（ネット）	50円／時間
土俵台（一式）	10,000円／日
フットサルゴール（1対）	50円／時間
畳	100円／枚・日
放送設備	1,000円／日
長テーブル	60円／卓・日
椅子	30円／脚・日
温水シャワー	100円／回
フロアシート	200円／枚・日

五所川原市営球場

区分	使用料
スタジアム	600円／時間
本部席	300円／時間

五所川原市営庭球場

区分	使用料
午前9時～午後6時	300円／面・時間
午後6時～午後9時	600円／面・時間

備考 この表の区分に掲げる時間以外に使用する場合の使用料については、直近の当該時間における使用料の額とする。

五所川原市営ゲートボール場

施設区分	使用料
ゲートボール場	無料

球技場

施設区分	使用料
野球場	無料

都市公園以外に設置される体育施設
五所川原市B＆G海洋センター金木（プール）

区分	使用料
プール	無料

五所川原市B＆G海洋センター市浦（体育館）

（1）競技場

区分				使用料
貸切 使用	主 競 技場	アマチュアスポーツに使用する場合	児童、生徒	200円／時間
			一般	300円／時間
		アマチュアスポーツ以外に使用する場合	営利を目的としない場合	1,500円／時間
			営利を目的とする場合	3,500円／時間
個人使用		児童、生徒	1人2時間につき	30円
		一般	(器具使用料含む)	50円

(2) 照明

	区分	使用料
主競技場	全灯	1,250円／時間
	半灯	750円／時間
	4分の1	250円／時間

(3) 暖房

	区分	使用料
主競技場		200円／基・時間

(4) 備品

	区分	使用料
バスケット板（1対）		50円／時間
バレーボール支柱（ネット・審判台）		50円／時間
バドミントン支柱（ネット）		50円／時間
卓球台（ネット）		50円／時間

五所川原市B＆G海洋センター市浦（艇庫）

	区分	使用料
カヌー		無料
OPヨット		
ローボート		

五所川原市嘉瀬スキー場

	施設区分	使用料
リフト		無料
ヒュッテ		

五所川原市金木運動公園

	区分	使用料
野球場	スタジアム	600円／時間
	本部席	300円／時間
庭球場	午前9時～午後6時	300円／面・時間
	午後6時～午後9時	600円／面・時間

備考 この表の庭球場の区分に掲げる時間以外に使用する場合は、直近の当該時間における使用料の額とする。

五所川原市山村広場

	区分	使用料
広場		450円／時間
照明		500円／時間

五所川原市つがる克雪ドーム

(1) 施設使用

区分	使用料（1時間当たり）			
	大人		高校生以下	
	全面使用	1／2使用	全面使用	1／2使用

多 目 的 グ ラ ウ ン ド	入場料その他これに類するものを徴収しない場合	営業行為以外に使用する場合	スポーツ活動に使用する場合	土曜日、日曜日及び休日	3,600円	1,800円	1,800円	1,000円
				平日	3,000円	1,500円	1,500円	800円
			スポーツ活動以外に使用する場合	土曜日、日曜日及び休日	14,400円	7,200円	7,200円	3,600円
				平日	12,000円	6,000円	6,000円	3,000円
		営業行為に使用する場合	土曜日、日曜日及び休日	28,800円	14,400円	—	—	
			平日	24,000円	12,000円	—	—	
	入場料その他これに類するものを徴収する場合	営業行為以外に使用する場合	スポーツ活動に使用する場合	土曜日、日曜日及び休日	5,400円	2,700円	2,700円	1,400円
				平日	4,500円	2,300円	2,300円	1,200円
			スポーツ活動以外に使用する場合	土曜日、日曜日及び休日	21,600円	10,800円	10,800円	5,400円
				平日	18,000円	9,000円	9,000円	4,500円
		営業行為に使用する場合	土曜日、日曜日及び休日	43,200円	21,600円	—	—	
			平日	36,000円	18,000円	—	—	
	照明				全面点灯	1 / 2 点灯	全面点灯	1 / 2 点灯
					4,000円	2,000円	2,000円	1,000円
会議室					300円			
多目的室					300円			

(2) 多目的グラウンドの共用使用

区分	使用料	
	大人	高校生以下
多目的グラウンド（1人・1時間当たり）	500円	300円
照明（1時間当たり）	400円	200円

(3) 附属設備・備品使用

備品名	単位	使用料（1時間あたり）	附属設備名	単位	使用料（1時間あたり）
ピッチングマシン（野球用）	1台	400円	スコアボード	一式	1,000円
ピッチングマシン（ソフトボール用）	1台	400円	放送設備等	一式	500円
テニス用品	一式	300円	コンセント	1kW	50円
ゲートボール用品	一式	300円			
サッカー用品	一式	300円			
グラウンドゴルフ用品	一式	300円			

五所川原市弓道場

区分	使用料
----	-----

弓道場	30円／時間
-----	--------

五所川原市勤労者総合スポーツ施設

(1) 競技場

区分			使用料
貸切使用	多目的アリーナ (器具使用料を含む。)	全面	300円／時間
		片面	150円／時間
	柔道場		150円／時間
個人使用	多目的アリーナ (器具使用料を含む。)		20円／時間
	柔道場		20円／時間

(2) 照明

区分		使用料
多目的アリーナ	全面	200円／時間
	片面	100円／時間
柔道場		100円／時間

(3) 暖房

区分		使用料
多目的アリーナ	全面	200円／時間
	片面	100円／時間
柔道場		100円／時間

五所川原市金木相撲場

区分		使用料
相撲場	営利を目的としない場合	無料
	営利を目的とする場合	3,000円／時間
観覧場	営利を目的としない場合	無料
	営利を目的とする場合	300円／時間

五所川原市漆川体育館

(1) 競技場

区分			使用料
主競技場	アマチュアスポーツに 使用する場合	児童、生徒	200円／時間
		一般	300円／時間
	アマチュアスポーツ以 外に使用する場合	営利を目的としない 場合	1,500円／時間
		営利を目的とする場 合	3,500円／時間
多目的室		営利を目的としない 場合	200円／時間
		営利を目的とする場 合	800円／時間

(2) 照明

区分	使用料
主競技場	250円／時間
多目的室	100円／時間

(3) 備品

区分	使用料
バスケット板（1 対）	50円／時間
バレーボール支柱（ネット・審判台）	50円／時間
バドミントン支柱（ネット）	50円／時間
卓球台（ネット）	50円／時間

議案第 25 号

公の施設の指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者の指定について、平成 30 年五所川原市議会第 5 回定例会に五所川原市長名において次のとおり提案されるため、これに同意する。

平成 30 年 11 月 20 日提出

五所川原市教育委員会教育長 長 尾 孝 紀

提案理由

楠美家住宅の指定管理者を指定するため、同意するものである。

公の施設の指定管理者の指定について

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

記

指定管理者が管理する 公の施設の名称	指定管理者となる団体の名称	指定管理者が管理する期間
楠美家住宅	七和地域住民協議会 会長 福士 憲逸	平成31年4月1日から 平成34年3月31日まで